自動車検査独立行政法人理事長に任命する　竹内　浄
自動車検査独立行政法人監事（非常勤）に任命する　本澤　純一
自動車検査独立行政法人監事に任命する　神保　正人
（関東運輸局神奈川運輸支局長）
国土交通事務官　石橋　健
辞職を承認する
（都市・地域整備局街路交通施設課整備室長）国土交通技官　有安　敬
近畿地方整備局建政部長に転任させる
（危険物保安技術協会技術統括役）　瀬戸　馨
国土交通技官（大臣官房付）に採用する　下田　五郎
（大臣官房付）国土交通技官
国土交通大学校教授に転任させる
（阪神高速道路株式会社経営企画部長）　井上　雅夫
国土交通事務官（大臣官房付）に採用する　青木　徹
（独立行政法人都市再生機構業務企画部担当部長）
国土交通技官（大臣官房付）に採用する　國澤　典生
（道路局総務課道路企画調整官）
国土交通事務官　田中　敬也
中部地方整備局用地部長に転任させる
（九州地方整備局武雄河川事務所長）　国土交通技官　村瀬　勝彦
河川局河川計画課付に転任させる
（河川局河川計画課付）同　勝海　務
九州地方整備局千曲川河川事務所長に転任させる
（北陸地方整備局千曲川河川事務所長）同　安達　孝実
河川局砂防部保全課総合土砂企画官に転任させる
（国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター建設システム課長）同　佐近　裕之
北陸地方整備局千曲川河川事務所長に転任させる
（北陸信越運輸局次長）同　久米　秀俊
港湾局付に転任させる
（人事院人材局交流派遣専門員）
人事院事務官　勝海　務
国土交通技官（北陸信越運輸局次長）に転任させる
（北陸地方整備局次長）国土交通技官　鈴木　勝
（中国地方整備局港湾空港部長）
同　東山　茂
北陸地方整備局次長に昇任させる
（港湾局総務課危機管理室長）
同　髙田　昌行
中国地方整備局港湾空港部長に転任させる
（四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所長）同　石橋　洋信
港湾局技術企画課技術基準審査官に転任させる
（総合政策局総務課国際協力官）　瀬賀　康浩
四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所長に転任させる
（日本下水道事業団本社事業統括部長）　堀江　信之
国土交通技官（国土技術政策総合研究所下水道研究部長）に採用する
（中国地方整備局鳥取河川国道事務所長）国土交通技官　重高　浩一
国土技術政策総合研究所高度情報化研究センター情報基盤研究室主任研究官に転任させる
（道路局企画課付）同　田中　衛
中国地方整備局鳥取河川国道事務所長に転任させる
（関東運輸局東京運輸支局次長）
国土交通事務官　萩原　邦男
関東運輸局神奈川運輸支局長に昇任させる
（九州地方整備局唐津港湾事務所）
所長）国土交通技官　髙橋　秀彰
港湾局海岸・防災課災害対策室課長補佐に転任させる
（九州地方整備局関門航路事務所副所長）同　長掛　哲弘
九州地方整備局唐津港湾事務所長に配置換する
（九州地方整備局志布志港湾事務所長）　外枦保　勝
九州地方整備局港湾空港部空港整備課長に転任させる
（港湾局海岸・防災課総括災害査定官）同　石貫　國郎
九州地方整備局志布志港湾事務所長に転任させる
（中国地方整備局宇部港湾事務所長）同　安部　賢
中国地方整備局港湾空港部港湾空港企画官に転任させる
（鉄道局幹線鉄道課長補佐）同　森　宣夫
中国地方整備局宇部港湾事務所長に転任させる
（以上七月一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、七月十四日午後四時四十六分御出門、特別展「誕生―中国文明」を御覧のため、東京国立博物館（台東区）へ行幸啓、同六時二十三分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、七月二十日ロンジュア国の独立記念日につき、同月十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年７月20日

関東地方整備局長　菊川　滋

１　監督命令をした年月日　平成22年６月30日

２　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社神奈川建築確認検査機関　本社　神奈川県相模原市南区相模大野７丁目８番10号　川崎支社　神奈川県川崎市中原区新丸子町915番地　横浜支店　神奈川県横浜市中区尾上町４丁目57番　代表取締役　古田土　勉

３　監督命令の内容　指定確認検査機関が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、法令遵守を社内に徹底するための業務改善計画書を平成22年７月31日までに提出すること。また、この命令の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会の審議等を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

４　監督命令の原因となった事実　指定確認検査機関であるイーハウス建築センター株式会社の確認検査員が建築物の建築確認申請書の審査を行った際、建築基準法第58条の規定に適合しない建築計画を看過し、確認済証を交付した。その結果、特定行政庁から法第６条の２第11項の規定による「適合しないと認める旨の通知」を受け、確認済証の効力が失効した。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年７月20日

関東地方整備局長　菊川　滋

１　監督命令をした年月日　平成22年６月30日

２　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　イーハウス建築センター株式会社　本社　東京都千代田区外神田３丁目２番14号　代表取締役　中里　敏夫

３　監督命令の内容　指定確認検査機関が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、法令遵守を社内に徹底するための業務改善計画書を平成22年７月31日までに提出すること。また、この命令の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会の審議等を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

４　監督命令の原因となった事実　指定確認検査機関であるイーハウス建築センター株式会社の確認検査員が建築物の建築確認申請書の審査を行った際、建築基準法第58条の規定に適合しない建築計画を看過し、確認済証を交付した。その結果、特定行政庁から法第６条の２第11項の規定による「適合しないと認める旨の通知」を受け、確認済証の効力が失効した。

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成22年７月20日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成22年７月20日

経済産業大臣　直嶋　正行

記

１．制定された日本工業規格

コンクリートミキサー―第１部：　A8603―１

用語及び仕様項目

コンクリートミキサー―第２部：　A8603―２

練混ぜ性能試験方法